

とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の豊かな自然を活かし、自然環境を中心として野外での保育等を行うものとして県が認証するとっとり森・里山等自然保育（以下「補助事業」という。）により子どもたちが健やかに育つことを目的として交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（平成27年3月25日付第201400189017号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知。以下「認証要綱」という。）により認証された園（以下「認証園」という。）により認証された園の事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、利用者が負担すべき経費を除き、認証事業者が補助事業を運営するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、別表の第1欄に掲げる基準額に同表の第2欄に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、規則第17項第1項の規定による報告のほかに、県が補助事業についての中間報告を求める場合は、県が別に定めるところにより、報告しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月8日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価及び算式は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1. 基準額	【児童一人あたりの月額単価】					
	1クラスにおける定員区分		3～12人	13～18人	19～24人	25人以上
	月額単価	基本単価	28,450円	25,450円	23,950円	23,050円
		有資格者加算単価	2,560円	1,700円	1,280円	1,020円
<p>備考</p> <p>児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所及び同法第29条第1項の地域型保育事業を行う事業所を利用し、当該児童の保護者が施設型給付費若しくは地域型保育給付費を受ける場合又は同法第59条の市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（同条第6号、第10号、第11号及び第12号に掲げる事業に限る。）を利用した場合（利用期間中、認証園における利用実績がない場合に限る。）における当該児童に係る月額単価は、その利用した日数分を月額単価から減ずる。</p> <p>この表の月額単価に基づき、次の算式によってクラスごとに計算される額の年間合計額</p> <p>○月額単価（基本単価＋有資格者加算単価×（各月当初における認証要綱別表に定める有資格者の数－1））×各月における次の要件を満たす利用児童の月当初の人数</p> <p>（1）申請した日の属する年度の初日の前日の年齢が2歳から5歳までであること。</p> <p>（2）保護者の居住地が鳥取県内の市町村であること。</p>						
2. 補助率	1 / 2					

様式第1号(第5条及び第9条関係)

とっとり森・里山等自然保育認証事業費助成事業補助金 事業計画(報告)書(総括)

認証事業者名	
--------	--

クラス名	基準額 A 円	補助上限額 (A×1/2) B	補助対象経費 C 円	補助所要額 (BとCで額が小さいもの) D 円

他の補助金の活用の有無	有・無
①活用する補助金名	
②その事業内容	
③当該補助金にかかる問い合わせ先	

※ D欄に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること

様式第1号の2(第5条及び第9条関係)

とっとり森・里山等自然保育認証事業費助成事業補助金 事業計画(報告)書(クラス別)

認証事業者名	
クラス名	

	利用定員	一人あたり月額単価				月額単価(A+D)	月の平均利用 児童数	基準額 (E×F)	備考
		基本単価	有資格者加算						
			加算単価	加算人数 (有資格者数-1)	月額加算額 (B×C)				
A	B	C	D	E	F	G			
4月	人	円	円	人	円	円	人	円	
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
年間									

(注)別表の「1. 基準額」の欄の備考に該当する場合は、E欄の月額単価を別表の「1. 基準額」の欄の備考により減じて基準額を算出し、備考欄に当該児童の減じる利用日数を記載すること。

とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業収支予算 (決算) 書

1 収支予算 (決算)

(1) 収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減額)	備 考
本補助金				
自己資金				
その他 ()				
計				

(2) 支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減額)	備 考
計				

(注) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。

番 年 月 日
号

〇〇〇〇 様

職氏名

印

平成 年度とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費及び間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱（平成27年5月13日付第201500013366号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。